

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

- 1 「地震対策計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、岐阜市防災会議が策定する計画であり、岐阜市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震災害にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。
- 2 地震災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、できる限りその被害の軽減を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

- 1 「地震対策計画」は、「岐阜市地域防災計画」の「地震対策計画」編として、東海地震、東日本大震災を始めとする海溝型地震や、阪神・淡路大震災、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震、平成28年（2016年）熊本県熊本地震、平成30年（2018年）大阪府北部地震といった、活断層による内陸型地震、その他令和6年（2024年）発生の能登半島地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。
- 2 本計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき作成する、国土強靱化地域計画を指針とするものとする。

このため、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、地震防災対策の推進を図る。
- 3 「地震対策計画」は、岐阜市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途具体的に定める。
- 4 岐阜市は、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第3条第1項に定める強化地域に指定されていないが、第4章は、地震防災の強化を図るため強化地域に準じ同法第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第5章は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）」第5条の規定に基づく推進計画とする。
- 5 「地震対策計画」に定められていない事項については、「一般対策計画」編の例による。

第3項 計画の構成

この計画は、岐阜市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期すものである。

第1章 総則

第2章 地震災害予防

第3章 地震災害応急対策

第4章 東海地震に関する事前対策

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第6章 地震災害復旧

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導及び助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、市及びその他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

5 市民

大規模地震災害時においては、関係機関の活動が遅延し、又は阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

防災の実施責任機関並びに処理すべき事務又は業務は、次による。

1 市

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
岐阜市	(1) 岐阜市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備及び訓練 (3) 災害による被害の調査、報告及び情報の収集、伝達等 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 災害の防除と拡大防止 (6) 被災者の救護、救助その他保護 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置 (8) 災害復旧資材の確保及び物価の安定

岐阜市	(9) 災害時における文教対策 (10) 被災産業に対する融資等の対策 (11) 被災市営施設の応急対策 (12) 災害対策要員の動員及び雇上 (13) 災害時における交通及び輸送の確保 (14) 民生の安定及び社会経済活動の早期安定 (15) 被災施設及び設備の復旧 (16) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (17) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
-----	--

2 県

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
岐阜県	(1) 岐阜県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備及び訓練 (3) 災害による被害の調査報告及び情報の収集等 (4) 災害の防除と拡大防止 (5) 救助、防疫等被災者の救助及び保護 (6) 災害復旧資材の確保及び物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害時における公安の維持 (11) 災害対策要員の動員及び雇上 (12) 災害時における交通及び輸送の確保 (13) 災害時における防災行政無線通信の確保及び統制 (14) 被災施設及び設備の復旧 (15) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示、斡旋等 (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 指定地方行政機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
木曽川上流河川事務所	(1) 河川管理施設等の管理 (2) 河川管理施設等の応急復旧 (3) 災害復旧工事の施工
岐阜国道事務所	(1) 道路施設等の管理 (2) 道路交通の確保 (3) 道路施設等の応急復旧 (4) 災害復旧工事の施工

岐阜森林管理署	(1) 国土保全事業の推進 ア 治山事業の充実 イ 保安林の整備及びその適正な管理 (2) 災害予防対策 ア 森林施設の防災措置 イ 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検及び予防対策 ウ 国有林野等からの林産物等の流出防止及びその対策 エ 国有林野の火災防止対策 (3) 災害応急対策 ア 災害応急対策又は災害復旧対策に必要な技術職員等の派遣 イ 災害応急対策又は災害復旧用資機材の貸付 ウ 災害復旧用材(木材)の備蓄及び供給 (4) 災害復旧対策 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
岐阜運輸支局	(1) 災害時における輸送の実態調査 (2) 災害時における自動車輸送事業者に対する輸送命令 (3) 災害による不通区間におけるう回輸送及び代替輸送等の指導 (4) 災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整
岐阜地方気象台	(1) 地震情報の伝達 (2) 東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の伝達 (3) 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報、避難情報等の伝達 (4) 二次災害防止のための余震に関する情報、気象警報及び注意報等、気象等に関する情報の適時、適切な提供 (5) 緊急地震速報の利用の心得などの周知及び広報 (6) 防災訓練の実施及び関係機関との協力

4 自衛隊

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	(1) 防災に関する調査推進 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 災害派遣計画の作成 (4) 防災に関する訓練の実施 (5) 災害情報の収集 (6) 災害派遣及び応急対策の実施 (7) 防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

5 指定公共機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
東海旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の整備 (2) 電気通信施設及び電力施設の整備 (3) 列車の運転規制に係る措置 (4) う回輸送等に係る措置 (5) 列車の運行状況等の広報 (6) 鉄道施設等の応急復旧 (7) 鉄道施設等の災害復旧
西日本電信電話株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 災害時における緊急通話の取扱い (3) 被災電気通信施設の調査と復旧
日本赤十字社	(1) 医療、助産、保護の実施 (2) 救護物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の募集配分 (5) 岐阜市赤十字奉仕団の指導
中部電力パワーグリッド株式会社	(1) 電力施設の防災管理 (2) 災害時の電力供給 (3) 被災施設の電力施設の調査及び災害復旧
東邦ガス株式会社 東邦ガスネットワーク株式会社	(1) ガス施設の整備及び防災管理 (2) 災害時のガス供給 (3) 被災ガス施設の調査及び災害復旧
日本放送協会	(1) 市民に対する防災知識の普及及び警報等の周知 (2) 市民に対する災害応急対策の周知 (3) 放送設備の保守及び整備

6 指定地方公共機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 農業用施設の整備及び防災管理 (2) 農業用施設の被害調査及び災害復旧
岐阜県L Pガス協会 岐阜支部	(1) ガス施設の整備及び防災管理 (2) 災害時のガス供給 (3) 被災ガス施設の調査及び災害復旧
木曽川右岸地帯 水防事務組合	(1) 水防施設及び水防資機材の整備及び防災管理 (2) 水防計画の作成及び訓練 (3) 水防活動の実施

鉄道事業者	(1) 鉄道施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 被災鉄道施設の調査及び災害復旧
一般自動車による 旅客等輸送機関	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策人員の輸送確保 (3) 被災地の交通確保 (4) 緊急輸送車両借上げに対するの配車
報道機関	(1) 市民に対する防災知識の普及及び警戒宣言等の周知 (2) 市民に対する災害応急対策の周知 (3) 放送設備の保守及び整備
岐阜市医師会 岐阜市歯科医師会 岐阜市薬剤師会	(1) 医療及び助産活動の協力 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力 (3) 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

7 公共的団体

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 被害調査等応急対策への協力 (2) 農産物、林産物及び水産物等の応急対策についての指導 (3) 被災農林漁家に対する融資又は斡旋
商工会議所 商工会等	(1) 融資希望者のとりまとめ及び斡旋についての協力 (2) 物価安定についての協力 (3) 救助用物資、復旧用物資の確保についての協力又は斡旋
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) ボランティア活動の推進 (3) 義援金及び義援物品の配分
岐阜市赤十字奉仕団 女性の会連絡協議会奉仕団	(1) 被災者の救助及び救護活動の協力 (2) 義援金の募集、受付及び配分の協力
女性防火クラブ 少年消防クラブ	(1) 火災予防の啓発

8 防災上重要な施設の管理者

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等医療施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容及び保護 (3) 災害時における負傷者等の治療及び助産

社会福祉施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 被災時の入所及び要介護者等の入所保護 (3) 社会福祉施設の災害復旧
金融機関等 (岐阜市信用保証協会を含む)	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 被災者に係る教育対策 (3) 被災施設の災害復旧
ガソリン等 危険物取扱機関	(1) ガソリン等危険物の防災管理 (2) 災害時におけるガソリン等の供給
高圧ガス取扱機関	(1) 高圧ガスの防災管理 (2) 災害時における高圧ガスの供給
火薬取扱機関	(1) 火薬類の防災管理
ラジオアイソトープ (R. I) 取扱機関	(1) R. I の防災管理

9 地域住民の自主防災組織

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
自主防災組織	(1) 自主防災組織の整備 (2) 防災思想の普及 (3) 防災資機材の整備 (4) 防災訓練への参加 (5) 東海地震予知情報、避難情報等の伝達 (6) 南海トラフ地震臨時情報、避難情報等の伝達 (7) 組織的初期消火 (8) 負傷者等の救出救護 (9) 組織的避難 (10) 給食給水活動 (11) 避難行動要支援者の支援及びその他の相互扶助

第3項 市民等の基本的責務

1 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には、自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市、国、県、その他防災関係機関が行っている防災活動に協

力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど事業継続のための取り組みを通して、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第3節 本市の特色及び災害要因

第1項 市地域の特色

平野部は、地盤が軟弱であるため山間部に比べ液状化や地盤沈下といった地震による直接的な被害が大きいと考えられる。特に沖積層が厚く堆積した場所の地盤は軟弱であることから、被害が更に大規模となることが懸念される。

今日、岐阜、西濃地域などの平野部の都市では、住家や工場、ライフラインなどの施設が濃尾地震や昭和の東南海地震のころとは比べものにならないほど密集していることから、地震災害の潜在的な被害主体が当時に比べ著しく増大している。

第2項 災害要因

1 海溝型地震

日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの4つのプレートがある。

海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常にひずみが蓄積されている。

このひずみによる変形が、ある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。

近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている南海トラフ地震は、南海トラフに沿って繰り返し発生している巨大な海溝型地震である。

2 内陸型地震

活断層は、「最近の地質時代に繰り返し活動し、今後も活動する可能性のあるとみなされる断層」と定義され、内陸型地震の原因となることから、その存在が重要視されている。

(1) 根尾谷断層

1891年に本巣郡根尾村（現 本巣市）を震源地として発生した濃尾地震は、根尾谷断層の活動により発生した地震であり、日本内陸部における有史以来最大の大地震である。この根尾谷断層は、福井県の大野市南部から南東へ向って本巣市根尾を横切り、本巣市（旧本巣町）、山県市、岐阜市、関市を経て美濃加茂市・可児市まで全長約80kmにわたる左横ずれ断層である。また、国の天然記念物に指定され、長さ約1kmにわたり、上下に約6m、水平に約3mずれた本巣市根尾水鳥の断層崖は、濃尾地震の地震断層として有名である。

(2) 関ヶ原－養老断層系

滋賀県北部から伊吹山の西麓を通り、関ヶ原に伸びる断層（柳ヶ瀬－関ヶ原断層帯）と、養老山系東麓～桑名～四日市へ伸びる断層（養老－桑名－四日市断層帯）からなる。

(3) 阿寺断層帯

阿寺断層系は、岐阜県南東端の中津川市北東部から北西に向かって、中津川市（旧坂下町、旧川上村、旧福岡町、旧付知町、旧加子母村）、下呂市下呂町を経て、下呂市萩原町北部へ至る全長約70kmにも及ぶ大断層で、日本における第一級の左横ずれ断層として知られている。この断層は、中津川市坂下町における木曾川の河岸段丘面の段差をはじめとして、断層露頭、低断層崖、鞍部の接続などの断層地形が各所にみられる。

(4) 岐阜―一宮線

岐阜―一宮線は、岐阜市付近から名古屋市北西部に延びる伏在断層とされてきたが、地震調査研究推進本部地震調査委員会により、

- ①濃尾断層の際に、この線に沿って水準点が移動したとされる点については、断層や撓曲による変化とは認められないこと、水平移動についても大きな変化は認められない。
 - ②濃尾地震により生じたとされる被害の集中域については、実態について不明確な点が多い。
 - ③愛知県が作成したボーリング資料をもとにした地質断面図では、断層変異が累積したことを示す証拠は認められない。また、愛知県が実施した反射法弾性波探査では、地下2000mより浅い地層中には上下方向の累積変異を示す断層及び撓曲は認められなかった。
- 以上のことから、岐阜―一宮線は活断層でないと判断された。

第4節 被害想定

市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的見地を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

なお、自然現象には、大きな不確定要素を伴うことから、想定には一定の限界があることに留意する。

第1項 南海トラフ巨大地震の被害想定

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、平成23年度に東海、東南海、南海地震の三連動による複合型地震の災害被害想定調査を実施し、地震の予測、液状化の予測、建物被害の予測、人的被害の予測、ライフライン被害の予測、交通施設被害の予測、急傾斜地崩壊危険予測、帰宅困難者予測、避難者予測、その他大規模地震災害に起因した被害の予測を行い、地震防災対策の指標とした。

その後、中央防災会議の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高についての一次報告を平成24年3月31日に、二次報告を平成24年8月29日に公表し、南海トラフ巨大地震の発生の可能性を示したことから、本市は、平成24年度に南海トラフ巨大地震の災害被害想定調査を実施した。また、令和2年度には建物、人口の状況変化及び被害調査の新技术に基づく災害被害想定の新調査を実施し、地震防災対策の指標を変更した。

1 地震の予測、液状化の予測

南海トラフの巨大地震の発生の際の地震規模はMw9.0程度と予測され、岐阜市内の震度は5強から6強となり、かつ3分程度継続して揺れるため、かなりの影響を受ける。地震動による強い揺れに加えて、揺れの継続時間が長いことの影響により南部のほぼ全域が液状化の危険性が高いと予想される。

2 被害想定

最も多くの出火が見込まれる冬の平日の夕食時(午後6時)及び人的被害が多く見込まれる就寝時(午前5時)における被害想定は、令和2年度に本市が実施した南海トラフ巨大地震の災害被害想定調査によれば以下のとおりである。

建物被害	木造建物全半壊	36,818 棟
	非木造建物全半壊	6,311 棟
総出火件数	午後6時	55 件
	午前5時	17 件
人的被害	午後6時	3,308 人
	午前5時	4,530 人

第2項 内陸型地震被害想定

岐阜県には、100に及ぶ活断層が分布するといわれており、東海地震や東南海地震等の海溝

型地震のみではなく、あらゆる地震に対する備えが必要である。特に、内陸型地震は、大きな被害が予想されており、発生確率は低い過去の地震の傾向から海溝型地震に連動して、内陸型地震が発生する可能性があることから、令和2年度に本市が実施した被害想定調査において岐阜市に最も影響が大きい揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震について、地震防災対策の考慮の対象とする。

1 地震の予想

(1) 阿寺断層系

震源域が、岐阜市域から約50～70km離れているが、想定地震規模がM7.8と大きいため、岐阜市内の震度は5弱から5強となり、かなりの影響を受ける。

震源に近い市東部、地盤が弱い南西部では、地震動は比較的強く、また、一部の地盤が特に弱い区域では、強い地震動が予想される。

(2) 関ヶ原―養老断層系

関ヶ原―養老断層系における地震の規模は、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部／南部）がM7.6程度と地震調査研究推進本部が行っている長期評価で予想している。また、養老―桑名―四日市断層帯については被害想定調査でM7.7程度、市内における震度は6弱から6強と予測され、相当の地震動を受けることになり、震源に近い南西部に震度6強の範囲が多く分布する。内陸直下型であるため、地震継続時間は比較的短く、南海トラフの巨大地震より液状化の可能性は低い、強い揺れが予測される地点がある。

(3) 濃尾断層帯

濃尾断層帯（主部／根尾谷断層）は、M7.3程度、同（主部／梅原断層帯）は、M7.4と地震調査研究推進本部が行っている長期評価で予想している。また、揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯については、令和2年度に本市が実施した被害想定調査でM7.7程度、市内における震度は一部地域で7、多くの範囲で6強と予測され、内陸直下型地震の中で本市への影響が最も大きいと予想される。

2 被害想定

最も多くの出火が見込まれる冬の平日の夕食時（午後6時）及び人的被害が多く見込まれる就寝時（午前5時）における被害想定は、「岐阜市災害被害想定調査（令和2年度）」「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成23～24年度）」によれば以下のとおりである。

(1) 阿寺断層系（岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査）

建物被害	建物全半壊	1905棟
出火件数	午後6時	2件
	午前5時	0件
人的被害 (負傷者計)	午後6時	120人
	午前5時	173人

(2) 養老―桑名―四日市断層帯（岐阜市災害被害想定調査）

建物被害	木造建物全半壊	41,219 棟
	非木造建物全半壊	5,473 棟
出火件数	午後6時	73 件
	午前5時	23 件
人的被害 (死者・負傷者計)	午後6時	3,803 人
	午前5時	5,002 人

(3) 揖斐川―武儀川断層帯（岐阜市災害被害想定調査）

建物被害	木造建物全半壊	54,284 棟
	非木造建物全半壊	7,445 棟
出火件数	午後6時	109 件
	午前5時	38 件
人的被害 (死者・負傷者計)	午後6時	4,224 人
	午前5時	5,806 人